

大正デモクラシーと公民教育の形成

社会教育研究室

森 部 英 生

Taisho-Democracy and Formation
of Civic Education

Hideo MORIBE

“Civic Education” in Japan has been emphasized at least three times until now; first in the period of Taisho-Democracy, second in the termination of the World War II, and third in 1969. “Civic Education” or “Staatsbürgerliche Erziehung” was in fashion before or after World War I, and “Civic Education” of the day in our country belonged to that global tendency.

This treatise takes a bird's-eye view of the process of formation of “Civic Education” in Taisho-Democracy stage. I'll intend to search the conditions of formation of “Civic Education” in Japan for the purpose of making that meaning clear.

はじめに

- I 日露講和条約反対運動と公民教育政策の始動
 - II 実業補習教育調査委員会報告と青年団体に関する内務文部両大臣共同訓令
 - III 民本主義と政治教育論
 - IV 公民教育推進論管見
- おわりに

はじめに

教育基本法第8条第1項が、「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」と定めていること、また、同法の制定・公布に先立ち、公民教育刷新委員会がその答申（1945年12月）の中で、「学校教育ニ於ケル公民教育」と「社会教育ニ於ケル公民教育」を重視していたことは、既に周知の通りである。然るに、戦後わが国の教育において、「公民」ないし「公民教育」が教育内容或いは教育方針を指示する言葉として正面から用いられた形跡は、久しい間なかつたように思われる。社会教育における「公民館」にしても、これをめぐる論点は、もっぱら社会教育施設としての諸問題に集中し、特に「公民」概念が吟味の対象とさ

れたことは余りなかった。

ところが、1969（昭和44）年4月、文部省が告示第199号を以て中学校学習指導要領を改訂し、社会科の中に新たに「公民的分野」を設けた結果、それまでいわば眠っていた「公民教育」が、俄かに覚醒することとなった。「公民的分野」は、1968年6月の教育課程審議会答申が、「国家・社会の形成者として必要な政治・経済・社会などに関する基礎的教養をつちかうとともに、国民主権のもとにおける公民のあり方、特に自由と責任、権利と義務についての正しい認識を養うこと」を改善点として示したのに基き、従来の「政治経済社会的分野」に代わって新設されたもので、その目標は、「国民主権をになう公民として必要な基礎的教養をつちかう」こと、「社会や国家の発展に尽くそうとする態度を育てる」こと等である。「生徒も近い将来、ひとりびとりが必ず参政権をもって主権の行使に参加する国家構成員となるのであって、このような個人が公民にほかならないのであるから、公民としての資質の向上は、国民ひとりびとりにとって、生涯の課題といわなくてはならない」¹⁾というものが、設置の趣旨である。ここで、文部省が、「公民」という概念は、戦前使用されていたものが、今回の改訂で突然復活したというものではないということ²⁾を強調し

ているのは、すこぶる興味深い。「戦前使用されていたもの」が何を指すか必ずしも明らかでないが、差し当たっては、例えば、1937（昭和12）年3月の文部省訓令（中学校教授要目改正）を思い浮かべてよからう。「(公民科ニ於テハ) 我ガ国体及國憲ノ本義特ニ肇國ノ精神及憲法発布ノ由來ヲ知ラシメ以テ我が國統治ノ根本觀念ノ他國ト異ル所以ヲ明ニシ之ニ基キテ立憲政治及地方自治ノ大要ヲ会得セシメ殊ニ遵法奉公ノ念ヲ涵養スルコト」「我ガ国固有ノ醇風美俗ヲ尚ビ協同生活ノ訓練ヲ重ンジ以テ公民的德操ヲ養ヒ大国民タルノ資質ヲ育成スルコト」。

上記学習指導要領改訂に伴う「公民教育」概念の「再登場」に対しては、「社会科の総体を新版・公民科に塗り替えようとする」ものであって、「歴史の教訓にもとる」とする見解がある³⁾。「公民教育」は所詮「国民と國論の分裂の体制的統合志向」⁴⁾にはかならないところ、新設「公民的分野」が隨所で国家に対する義務という観念を強調している点に鑑みるときは、教育基本法の「良識ある公民」や「政治的教養」との断絶感を如何ともし難い⁵⁾、というのがその論旨である。思うに、現代公教育においては、「公民教育」「市民教育」「国民教育」そのいずれの名称を用うべきかは別として、ある種の「公民性涵養」を教育内容とせざるをえないこと必然である。けだし、「公民教育」は、すぐれて公教育の「公」の問題と深く関連するわけだからである。仮に、「勤労人民による国民像・國家像分裂の止揚の教育的營為」たる「国民教育としての政治教育」⁶⁾が脚光を浴びる日が到来したとしても、否、その時こそ、「公」の問題は一層重要性を帯びるであろう。とまれ、「公民教育」は、これを近代性を象徴するものとして覚えるべきにせよ、或いはその似而非近代性の故にファシズムへの傾斜を問題とすべきにせよ、更には現代における国民教育との関連において近代そのものを検討すべきにせよ⁷⁾、その生成一展開一帰結の歴史を跡づける必要がある。

本稿は、その第一着手とも言ふべく、わが国における「公民教育」の本格的な登場を一応大正初年頃とみて、この時期を中心に、特に日露戦争終結から大正初年にかけて「公民教育」が次第にその映像を結んでゆく事情を、略述しようとするものである。あたかも第1次世界大戦の前後、欧米諸国でも Staatsbürgerliche Erziehung や Citizenship や Civics やが云々されていた頃であって、わが国の「公民教育」もまたかかるグローバルな潮流の中で育まれていった。のみならず、大正デモクラシー⁸⁾の初期に形成された「公民教育」は、以後のこの種の教育構想に基本的枠組を提供したものとして、極めて

重要な意味を持つ。公民教育刷新委員会の答申、教育基本法第8条の規定、公民的分野の設置等は、かつての「公民教育」といかなる点で断絶し、継続しているか。「あるべき公民像」は存在しうるか、存在しうるとすればその内容如何。本稿究極の目的は、畢竟、これらの設問に解答を与えるに際しての素材を見出さんとするにある。

I 日露講和条約反対運動と公民教育政策の始動

(1) まず、公民教育には、体制側が危機に直面し又は危機を看取したとき、人民に対して打ち出す教育の方策にはかならないという一側面がある。「危機」のメルクマールは、とりあえず具体的には諸々の民衆運動であるが、「危機」が「公民教育」を要請するに至る遠因をなしたのは1905（明治38）年の日露戦争講和反対運動であろう。もとより、体制側を政治的危機感に陥れるような運動は、これ以前にも一再ならずあった。明治前期を覆った自由民権運動はその最も大規模な例である。しかし、自由民権運動を直接公民教育と関連づけるのは必ずしも正当でなく、むしろ自由民権運動は、政治教育を排除する政策を促した。即ち、1886（明治19）年4月に公布された小学校令・中学校令・師範学校令等は、従来からの「法制」「経済」などの科目を全て削除したが、これは、「過激なる自由民権の政治思想に対する反動政策の結果」⁹⁾たるべく、「我国に於て永く公民教育の暗黒時代を出現するの端を開いた」¹⁰⁾のである。民衆運動に対するに、当局をして人々から公民教育的な科目を遠ざけるの舉に出さしめたわけであった。おそらく、自由民権運動がもっぱら上層農民と士族インテリの主導に係るものであったことの帰結であろう。これに対して、日露講和反対運動は全く様相を異にしていた。

1905年8月10日、ポーツマスで日露講和会議が開催され、同月28日、御前會議で最終講和条件を決定、日本は朝鮮の独占的支配・南権太の譲渡・遼東租借権の獲得などをロシアに認めさせ、9月5日、条約調印が行なわれた。しかし、講和条約の締結によてもたらされた「成果」は、国民大多数の予期に反して少なかった。戦時下の生活苦と不満に鬱積していた国民は、より広大な領土の割譲と多額の賠償獲得を望んでいたのである。ここに、条約調印の9月5日、かねてより開戦世論を煽ってきた対露同志会を中心とする講和問題同志連合会の主催による講和条約反対国民大会が日比谷公園で開かれたこととなった。政府はこれを治安警察法に基いて禁止、当

日は数百名の警官隊が警備に当たったが、「戦勝の獲物が不足しているという感情」¹¹⁾に駆られた数万の群衆はパリケードを突破して公園内になだれ込み、短時間ではあったけれども大会を強行した。その後、二重橋前・新富座等方々で群衆と警官隊が衝突をくりかえしたが、中でも日比谷公園正門前の内務大臣官邸の襲撃は凄じく、抜剣した警官とこれに棍棒や投石で応じる民衆の激突により多数の負傷者がいた。この状態は夜になっても続き、民衆は多くの警察署・派出所・交番を破壊し、或いは焼き払った。翌6日にも、内相官邸では前夜同様の騒ぎが起り、また群衆が通りがかりの電車を焼くなどの行動が相次いだ。かくて、政府は遂に東京市及びその周辺郡に戒厳令を布き（6日夜更）、一方、「万朝報」「東京朝日新聞」等の新聞・雑誌に発行停止を命じ、その結果、7日夜に至りようやく事態は鎮静したのであった¹²⁾。首都東京を未曾有の動乱に巻き込んだいわゆる日比谷焼打事件これである。

日比谷焼打事件は、「排外主義的反動的運動でありながら、一面においては藩閥專制に対する反抗運動」¹³⁾の色彩をも帶びていた。講和条約反対国民大会それ自体は対外強硬論者の主催になるものであったけれども、大会後の「暴動」はいずれも大会幹部の指導とは別もので、むしろ、言論・集会の自由を抑えんとした政府の威圧的な態度とその爪牙たる警察権力の実力行使に対する民衆の「内発的」な反抗であったとみるのが相当である。「(都市勤労大衆)自らの政治的行動の力をはじめて自覚的にとらえた」¹⁴⁾ものとも言いえようか。とまれ、1905年秋の日比谷事件を機に、民衆が政治的無自覚状態から脱脚しつつあったことは確かである。しかも、日比谷事件は直ちに全国に大きな影響を与える、各地に夥しい数の講和反対集会（町民大会・市民大会・県民大会等）を開かしめる因となったのであって、それだけに、民衆の政治的覚醒もまた極めて急速かつ大規模であったことが推察できる。しかし、支配側を初め言論界の大勢は、これを民衆の政治的覚醒という方向でなくその思想的浅薄という側面で理解する傾向を示した。「官民共に未だ立憲政治の本義に通ぜず所謂立憲的精神乏しくして非立憲思想の尚ほ全く擺脱せざるの致す所也」¹⁵⁾との論はその一例であろう。所論は、「人民を斬殺する警察官」と「官署を襲撃し放火する人民」の双方を難じ、「我が官民の立憲政治に慣熟せざる實に斯の如し」と嘆じている¹⁶⁾。「戦後に於て最も注意しなければならぬのは、第一が政治教育、第二が実業教育である」¹⁷⁾とする見解も、おそらく上記のような認識に出るものに違いない。されば、論者曰く、「国民の間に政治教育を一層普及せしめなければならぬといふ必要は今度の講和談判を見ても能く分るではないか」¹⁸⁾。もはや押し止め難い存在となつた民衆の力を前に、支配層は新たな対処を迫られるに至つたわけである。

(2) しばしば桂内閣の御用機関紙と呼ばれた『国民新聞』の報道ぶりからも伺われるよう、政府は、日比谷事件における民衆を「暴徒」「兇徒」とみなした。権力側にとって日比谷事件はまぎれもなく「暴挙」だったのである。しかして、事件が終息した数日後の9月13日、「戦後の施治」と「事局の経過」を了解せしむべく、各地方長官を召集して地方長官会議が開催された。席上試みた桂首相の訓示は、政府の国民に対する基本姿勢の大綱を示すものであった。桂は言う。「国力の発展は、今後举国一致、益々全力を注がざるべからざる所にして。又蓋し穩健の思想と、進取の気象に富める我国民の須臾も忽がせにせざる所なり。而して之を善導し、扶掖するの任に至っては、實に諸君に待つ所のもの少しとせず」¹⁹⁾。日露戦争に多大の成果をもたらした「举国一致」は、戦後も引き続きこれを「施治」の基礎とすべき筈のところ、近時東京に生じた「意外の紛糾」のため、遺憾ながら動揺を来たした、というのが桂を初めとする政府首脳の認識であった。それだけに、「職を任地に執るに当たり、指導宜を得、治下の人民をして、平静其業に安ぜしめられんこと」は、各地方長官に対する桂内閣の「切に希望する所」だったわけである²⁰⁾。そして、地方長官を通しての国民「善導」ないし国民「扶掖」の策は、その後間もなく内務省と文部省の手で具体化される。

前述したように、日比谷事件の折、民衆はもっぱら警察官署とその元締たる内相官邸に攻撃の矢を向けた。然るに、事件後最も早く組織的な対策を講じたのは、ほかならぬ内務省であった。1905年9月29日の地方局長通牒「地方青年団向上発達ニ関スル件」即ちこれである。青年団体に関して内務省が発した最初の公文書たるこの通牒、各地方長官に次の如く指示する。「近来各地方青年会ナルモノ勃興シ将来望ヲ嘱スヘキモノ少カラス之レ蓋シ時局ニ感激シテ蹶起セルモノ多キニヨルヘキモ之ヲシテ時局ト終始セシムルカ加キコト之レアリテハ之遺憾ノ次第ニ付益々勸奨誘掖永久に好成績ヲ収メ候様御督励有之度云々」。既に日露戦争中から、出征軍隊の慰問・戦没軍人の慰靈・軍資金の献納等々の銃後活動を行なってきた青年会は、内務当局には疑いもなく「将来望を嘱すべき」拠点と映った。かかる青年会をして「時局と終始せしめ」ぬよう「勸奨誘掖」することこそ、国民に対する積極的な公徳心涵養策の第一歩でなければならない——当局がかように判断したであろうことは、けだし無理

からぬところである。内務省の通牒にやや遅れて出された文部省普通学務局長通牒「青年団ニ関スル件」（同年12月27日）も、これと同一の線上に属する。これまた「文部省が青年団体に関して地方長官に公文の通牒を發した始め²¹⁾」であった。「近來各地方ニ於テ風儀ノ矯正、智徳ノ啓発、体格ノ改良其ノ他各種公益事業ノ幫助等ヲ目的トスル青年団体ノ設置ヲ見ルニ至レルハ通俗教育上ニ於テモ其ノ効果少カラサルコト存候処向後益々是等団体ヲ誘掖指導シテ一層有効ノモノタラシムルト同時ニ其設ナキ地方ニ対シテハ之ヲ設置セシムル等十分御奨励相成候様致度云々」。この年8月に開催された第五回全國連合教育会以来、文部省では、「補習教育の発達」を促すための最も簡易かつ有効な方法は「青年団体の指導善用」であるとの方針が既に固まっていた²²⁾。12月27日付の通牒は、言わば桂首相訓示と内務省通牒によってその発現を促進されたものである。先の地方長官会議での首相の言葉——「善導」「扶掖」——がここで「風儀ノ矯正」「智徳ノ啓発」「体格ノ改良」となっていることに注意すべきであろう。

1906（明治39）年6月に内務大臣が地方官に訓達した神社併合（1町村に1神社を設ける）の奨励や、同年7月に内務大臣原敬が行なった地方長官会議のための訓示やは、いずれも内務省によるその後の対国民包摂策の一環にほかならない。特に後者は、青年を直接の対象としながらも、国民一般に対する政治的訓育（＝公民教育）の導入に歩一步向かい一つあることを示すものとして重要である。「青年は第二の国民たり之を今日に教養して其品性を陶冶し其協力を鞏ふするは地方自治の發展を期するに於ても最も之を忽にすべからざるなり」「青年団体が地方自治に貢献するは独り第二の国民を教養するに止まらず風紀の矯正・勤儉貯蓄心の養成、副業の奨励、商工等の発達等の為め亦与って力あるを見る也」²³⁾。1907（明治40）年暮から翌年2月にかけて全国的に展開された悪税反対運動は、「政府の特權的庇護を受けぬ広汎なブルジョワジーの」²⁴⁾政治運動として、かつての日比谷事件のようには民衆を動員することはなかったけれども、折からの不況に喘ぐ無産労働大衆や新興都市中間層の少なからぬ共感を得ていた。日比谷事件以来の民衆の反政府エネルギーは衰えていなかつたのである。1908年9月初から1ヶ月余にわたって実施された内務省主催の第一回感化救済事業講習会と同年10月13日に発布された戊申詔書は、かような状況を背景とする所産であった。前者は社会主義の弾圧と予防を眼目とする都市貧民・労働者のための社会政策であり、後者は「上下心ヲ一にして忠実服業・勤儉治産に邁進すべきことを国民

に訴えたものである。もはや物理的力のみを以てしては能く人民を治めえぬことを、支配側は痛切に感じ始めていたと言つてよい。

(3) 最も大規模かつ体系的な戦後経営事業としては、これまた内務省の主導に係る地方改良運動を挙げうる。わが国の「近代的」な地方自治制度は、既に1888（明治21）年4月公布の「市制」及び「町村制」により創設されていたこと周知の通りである。その立法趣旨は、「國家ノ基礎ヲ固クセントセハ地方ノ区画ヲ以テ自治ノ機体ト為シ以テ其部内ノ利害ヲ負担セシメサル可カラス」²⁵⁾との点にこれを求めることができよう。然るに、「明治末年まで権力は法制の整備と解釈に追われ、かつ民衆の政治的エネルギーの噴出を未然に防止しようとする抑圧策に終始していた」²⁶⁾。しかし、1901（明治34）年に内務省地方局町村課長井上友一が欧米視察によって地方自治の見聞を新たにし、また、日露戦争に際しては各府県における自治団体が顕著な活動をするなど、地方自治は種々の形でその重要性を承認されてきており、やがて戦争が終結するや、これを戦後経営に活用していくこうとの気運が生じたのであった。自作農の急速な没落と地方財政の危機が体制を根底から揺るがしつつあった当時の状況もまた地方改良運動の導入を必然ならしめるに与って力あり、現にこの運動は、農本主義的德育を目指す中央報徳会²⁷⁾と密接に提携したのである。

1909（明治42）年7月、内務省は、郡長・郡書記・府県の課長ら約200名を対象に、3週間にわたる第一回地方改良事業講習会を東京で開催した。開会式における内務大臣平田東助の訓示は大要次の通りである。「国家の發展を冀はんとするには申すまでもなく其根本たる地方自治の發展に拠らなければ到底其目的は達せぬと思ふのであります」「そこで先づ第一に町村の改善を促かさうといふには果して孰れより着手するが今日の急であらうかと顧みると、私は先づ第一に事業を整理するといふことが必要であらうかと思ふ」「其整理改善を促すところの監督指導の任に當る人を作り出すといふことが又第一の急務となるのである。これが即ち今回茲に講習会を開くに至った所の精神であります」²⁸⁾。国家の改善進歩は市町村の改良に負うところ大であるというものが講習会を貫く理念であり、内相平田だけなく他の講師全てに共通する認識であった。

地方改良の具体的方策に関する講師の演題と内容は多岐にわたる。いま本稿のテーマに即して2・3をみると、まず内務省神社局長井上友一は、良市町村を実現するためには何よりも「自治の訓育」が必要であると説く。「自治の訓育」とは「公共心の養成」と「共同心の養成」

の2つを含み、「一方は即ち公徳の養成といふことになり、一方は即ち団結をする習慣を養ふといふことに外ならぬのであります」³⁹⁾。「要するに公共心と共同心との盛であるとないとに依って、自治の事が、能く行ったり、悪くなったりする」のであって、「根本義としては此二つの精神を養成するより外」なく、「さういふ精神を具へた多数の公民を得るのが、何より大切な事であります」⁴⁰⁾。内務事務官潮恵之輔が「民政の根本」は「民育」にありと述べるときも、その発想は井上の場合と同根である。「元来地方の改善とか、自治の発展とかいふことに就ては其の方法は決して一つや二つ」に留まらず、「或は感化救済事業とか慈善事業とかによりまして不健全な分子を排除すること」等種々ありうるところ、結局、「学校の教育は勿論其の他各種の組織を以て人民を訓育して行くこと」に如くはなく、就中青年教育は最もこれを重視しなければならない、というのがその主張である⁴¹⁾。更に東京高等工業学校長手島精一は、教育における德育の不十分なることを遺憾とする立場から、「将来の国民たる現今的小学児童」に対する德育と「義務教育終了後の青少年」に対する補習教育の必要を強調する。特に後者への着眼は、「12歳より17・8歳までの年齢は少年が最も誘惑に侵され易い時であって教育上には効果の多い時期」⁴²⁾に当たるとの根拠に裏づけられており、これは手島自身の体験に基盤を置く講述というべきであろう。

連日の講義・講演を通じて、講習会は「国家の発展←地方自治の振興←自治民の育成」なるシェーマを確立していく。このシェーマをくりかえし提示されることにより、受講者らは、「国家の安危」が一にかかって「多数の公民」を得るや否やにあるとの考えを深めたであろう。公共心・共同心・風儀・德育・勤儉貯蓄等を内容とする「公民教育」は、かくて、「大体に於て内務省系統の人々に依って呼ばれ」「内務省を通じての一種の社会教育」⁴³⁾の形をとりながら、次第にそのイメージを結んでくるわけである。

II 実業補習教育調査委員会報告と青年団体に関する内務文部両大臣共同訓令

(1) 勤労青少年のための教育機関設置の構想は既に1872(明治5)年の「学制」中にあり、その第33章で、「諸民学校ハ男子18歳、女子15歳以上ノ者ニ生業の間学業ヲ授ケ、又12歳ヨリ17歳マデノ者ノ生業ヲ導カシム専ラ其ノ業ヲ授ク」とされていたが、これは実現を見なかつた。1890(明治23)年の改正小学校令第2条「徒弟

学校及実業補習学校モ亦小学校ノ種類トス」を経て、実業補習学校が固有の法的根拠を持つに至つたのは、1893(明治26)年11月の文部省令「実業補習学校規程」によってである。「実業補習学校ハ諸般ノ実業ニ從事シ又ハ從事セントスル児童ニ小学教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識ヲ授クル所トス」(第1条)。同規程は、1902(明治35)年に改正を施され、より地方の実情に即するようになった。改正規程と同時に発せられた文部省訓令「実業補習学校ノ趣旨及施設順序方法」は、德育に関し、「宜シク生徒各自ノ性情ニ応シ総テノ教科目ニ通シテ徳性ヲ涵養シ実践躬行ヲ勧奨セムコトヲ期セシムヘシ」と指示している。「私利ニ馳スルノ弊ヲ避ケ」「公益ヲ尚フノ気風ヲ養成スル」というのが訓令の主眼であった。この訓令によって勤労青少年のための教育機関たる実業補習学校の趣旨は広く徹底し、その結果、1902年には学校数629・生徒数10,882であったのが、翌年にはそれぞれ1,349校・10,828名に急倍増した⁴⁴⁾。

日露戦争は「我国開闢以来の大國難であった」とともに、日本を一躍「五大強国」の中に列せしめたのであって、それだけに戦後、国民は「一層國力の充実実業の振興、実業教育興隆の必要なることを痛感」した⁴⁵⁾。こうした空気を背景に、青年会振興運動・報徳運動・地方改良運動など戦後生じた諸々の運動の中で、実業補習学校は更に発展、1912(大正元)年には学校数7,383・生徒数346,187と10年前に比してともに10倍を越えるに至った(但し教員数の増加がこれに伴っていないのは、その「発展」の内実を物語つていいよう)⁴⁶⁾。しかし、その量的「発展」とはうらはらに、実業補習教育は内容の面で少なからぬ問題性を有する、と当局側には思われたようである。即ち、1902年の改正実業補習学校規程で、修業期間・教授時数・時間・季節はいずれも「土地ノ情況」若しくは「職業ノ種類繁閑」等に応じ「適宜」にこれを定めうるとされ(第1条、第2条)、相当柔軟性に富んでいたが、反面、そのため各地方・各学校毎に著しい不統一が生ずることとなつたのである。例えば、都市においては、学年制のほかに3ヶ月ないし6ヶ月を1期として1科目を教授する科目制の学校が出現し、農村においても、従来青年会が各部落で主に冬期を利用して実施していた短期間の夜学会をそのまま実業補習学校とするなどの如し。これらは、補習教育に力を注ぎつつあった文部省にしてみれば「不都合以外」の何ものでもなく、そこで、何らかの基準を設けて「統一」的なものたらしめる必要ありと考えられたわけであった。1912(大正元)年文部省に設置された実業補習教育調査委員会は、かような

基準設定のための調査研究機関にはかならない。ただに「官製的」な青年団を、実業補習学校と結合させることによってのみならず、実業補習学校それ自体にメスを入れることによって、ルーズではあったがそれなりの自主性を具えていた実業補習学校を支配層の統制下に組み込もうとした試み、とでも評しえようか³⁷⁾。

眼を転ずれば、1910（明治43）年5月に検挙を開始した大逆事件は翌年1月に大審院で結審、判決言渡し後1週間も経たぬうちに幸徳秋水ら12名の死刑が執行された。1911年3月には普通選挙法案初めて衆議院を通過（但し貴族院で否決）。また同年10月には中国で辛亥革命勃発。1912年7月、明治天皇没。その年の12月には東京で憲政擁護会第1回大会が開催、また各地で増師反対護憲大会が行なわれた。明治末年から大正初年にかけて、国内外は厳しい歴史状況の中でよいよ緊張の度を高めつつあったが、実業補習教育調査委員会はかような時期に設置されたのである。

(2) 調査委員会は、まず全国の工場・銀行・農会・商業會議所・各種実業補習学校その他各方面に対し、「必要な教科目」「便宜なる教授時期」など実業補習学校に関する諸問題について意見を収集することから活動を開始した。ここで注意すべきは、各種実業補習学校に対するアンケート事項中、「国民市町村民の心得を授くるの要否」を尋ねる1問を設けている点である。当時、日露戦争後に生起した諸々の運動の展開について、地方改良や市町村自治等に関する教科目を実業補習学校において課すべきことがようやく人々の間に広まり始めており、現に、『人民読本』『公民読本』『国民読本』といった主として青年向の出版物を教科書に用いて「地方自治」を教授する学校も少なからず存在していた。「国民市町村民の心得」とはまさしく「公民教育」の前駆をなすものであるが、これを実業補習学校の教授科目に加うべきか否かを委員会が質したのは、こうした事情の反映と言わなければならない。公民教育の制度的採用が他に先立って実業補習学校で実現されることになる兆候は、早くも動かし難いものとなった。なお、この設問に対しては、これを課するを相当とするとの回答が大多数を占めたといわれる³⁸⁾。

委員会はこれら各方面からの回答・意見を参考に研究を進め、1913（大正2）年2月、その結果を「実業補習教育調査報告」にまとめた。報告書は、本文の冒頭を次のように書き出す。「実業補習学校は尋常小学校卒業以上の者若は学齢を過ぎたる者等にして、既に各種の実業に従事し又は従事せんとする者を教育する所なるが故に、其の生徒の年齢、学力、技能業務等著しく不齊一な

るのみならず、学修せんとする事項及其の程度に於ても亦甚しき差異ありとする」。しかし、実業補習学校が事物必然的に多種多様とならざるをえないことはこれを認めた上で、なお全体を通じての一般的基準を設定せんとするのが委員会報告書の意図であった。報告事項は多岐詳細にわたるが、うち「学科に関する件」をみると、そこでは、「学科目は大別して普通学科目及実業学科目の二種とす」とした後、「(普通学科目たる)修身科は成るべく必須科目とし、個人として必須なる諸徳目は勿論、国民市町村民として心得べき事項を併せ授くるを可とす」とされている。修身科を可能な限り必須とすべき理由は、「教授及訓練に関する件」の記述中に明らかである。「補習学校の生徒は其の年齢は既に青年期に達したる者多く、動もすれば社会の悪風に感染するの虞あるを以て、特に修身教授に重きを置き適當なる手段に依りて之が訓育に努むるを肝要とす」。ここにいう修身科を「不良化防止・風紀改善の発想」に出るものと見える³⁹⁾ことはもとより不可能ではないが、しかし、「国民市町村民の心得」と関連づけて考えるときは、むしろ積極的に公民教育の実を擧げるために導入したものと理解する方が妥当であろうと思われる。ここで修身科は、単に「従来の修身科に公民科的内容を加えるかたち」⁴⁰⁾に過ぎぬものではなく、公民教育の先駆としてこれを扱うべきである。なお、報告書はまた、各種実業補習学校につき「学科目配当及毎週教授時数等の例」を示して参考に供しているが、下に掲げる商業補習学校の例からもわかるように、修身科は（国語科と付帯しているとはいえ）時数の上でも常に大きな割合を占める。実質上の公民教育だからこそであろう。

この報告書が出てから約1年半後の1914（大正3）年

学 科 目	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年
	毎週教授時数	毎週教授時数	毎週教授時数
修 国 身 語	3	3	2
算 術	2	2	3
英 語	2	2	3
簿 記	3	2	
商業要項	2	3	2
商業実践			2
合 計	12	12	12

千葉敬止「日本実業補習教育史」125頁

7月、神戸市で5日間にわたる実業補習教育講演会が開催された。報告書がその最後に「奨励の手段に関する件」なる一節を設け、補習教育の奨励を策している中に、「文部省主宰の補習教育講習会を開き、道府県学務課長、視学、校長等をして聴講せしむること」とあるのに基いたものであろう。更にまた1915年4月には、東京高等工業学校付属工業補習学校において中等科の学科課程中に「国民心得」を設置、公民教育の先導的試行（！）が始まった。かくて、実業補習教育調査報告は、実業補習学校一般のみならず、公民教育の形成にも多大な影響を及ぼしたのであった。

(3) 1913（大正2）年2月、いわゆる2個師団増設問題をきっかけに、「閥族打破・憲政擁護」を叫ぶ群衆が国会を包囲、政府系新聞社・警察署等を襲撃するなど暴動化し、ために、第3次桂内閣は総辞職に追い込まれた（大正の政変）。この「騒擾事件」の数ヶ月後、内務省は改めて青年団体の統制強化に乗り出す。同年9月30日の地方局長通牒「地方青年団体ニ関スル件」がそれである。やや煩雑であるが、以下その全文を引用する。

近来各地トモ青年団体ノ発達漸ク著シキヲ加ヘ智徳ノ修養風紀ノ改善共同思想ノ涵養其他農事ノ改良副業ノ興振ヨリ夜警消防等各般ノ事ニ依リテ活動ノ状頗ル見ルヘキモノアルヲ致シタルハ誠ニ喜フヘキ現象ニ有之是レ畢竟青年各自ノ自覺ト各位ノ指導督励ノ結果ニ依ル所ナリト雖多数団体ノ内ニハ動モスレハ其勢力ヲ悖ミテ政治運動ニ干与シ或ハ之ニ利用セラレ若ハ濫リニ町村政ニ容喙スル等時ニ常軌ヲ逸スルノ行動ニ出ツルモノナキニアラサルハ深ク寒心ニ堪ヘサル儀ニ有之是等ノ点ニ向テハ各位ニ於テモ之カ匡正指導ニ勉メラレッ、アルヘキモ今後尚一層之カ戒飾ニ留意シ以テ団体本来ノ目的ヲ遂行セシムル様致度尤モ青年ヲシテ公事ニ関シ健実ナル知識ヲ修得セシムルハ固ヨリ緊要ノコト、存候モ其本分ヲ忘レテ漫ニ政治運動ニ熱中スルカ如キハ不可然儀ニ付キ當時最モ之カ指導ニ意ヲ致シ講演講話ノ如キ直接人心ノ帰嚮ニ影響スルモノニ在テハ深ク講師其人ノ選択ヲ慎マシムヘキハ勿論団体經營ニ係ル図書館巡回文庫ノ如キ青年閲讀ノ文書等ニ就テモ之カ選択ヲ慎マシムル様十分注意指導相成候度

内務省にとって「喜フヘキ現象」は、青年団体が「共同思想の涵養」「副業ノ興振」「夜警消防」等の活動に専念している状態であって、ひとたび「政治運動ニ干与」したり「町村政ニ容喙」するや、それは「常軌ヲ逸スルノ行動」として「匡正指導」されなければならない。

「公事ニ関シ健全ナル知識ヲ修得セシムル」ことは、「其本分」たるの枠内において初めて許されるわけである。しかし、内務省によるかくの如き指導は、必ずしも当を得ておらず、却ってその「戒飾」の効を減ずるものでさえあつた。けだし、内務省の全面的な支配下にある限り、青年団体は否応なく地方改良のための奉仕団体に終始せざるをえず、現に多くの青年団体は「納税の世話」や「道路水路の修理」に明け暮れ、「冬季に夜学会或は補習学校を開き、僅少の補習教育を行ふに過ぎない有様」⁴¹⁾であった。加うるに、そのメンバーの年齢も10代から40代・50代と広範にわたっていた。かくして、青年団体の性格・組織等の準拠を示し、政府が指導・奨励せんとする「標的」を明らかならしむべく、1915（大正4）年9月15日、内務文部両大臣による共同訓令「青年団体ノ指導発達ニ関スル件」が発せられるに至つたのである。

訓令はまず、青年団体の「振否」が「国運ノ伸暢」と「地方ノ開発」に多大なる関連を有することを述べ、次いでその本旨と活動内容に及んで曰く、「抑々青年団体ハ青年修養ノ機関タリ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル国民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ隨テ団体員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ体シ品性ノ向上ヲ図リ体力ヲ増進シ実際生活ニ適切ナル智能ヲ研キ剛健勤勉克ク國家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ刻下最モ緊切ノ事ニ属ス」。他方、これと同じ日に、内務文部両次官通牒「青年団体ニ関スル件」が出されて「団体ノ組織設置区域」等の標準を提示、団体員の最高年齢は原則としてこれを20歳とすることなどが定められた。奉仕的団体から「青年修養の機関」へ、また、「智徳ノ修養風紀ノ改善」等から忠孝を本義とする「健全ナル国民善良ナル公民タルノ素養」の養成へ。青年団体は、組織・任務・活動その他諸々の面で一層その焦点が明確となってきた。なお、両大臣共同訓令の作成に当たって田中義一（陸軍参謀次長）の果たした役割に一言触れる必要があろう。彼は、1913（大正2）年から1914年にかけて欧米における青年教育の状況を視察した際、特にドイツ青年団体のあり方に深い印象を受け、国家の発展を期するためには日本の青年団体もこれを統制する組織たらしめて訓練の実を擧げる要ありと痛感、帰国後これを実現すべく、内相一木喜徳郎や文相高田早苗らを動かし、自らも積極的に訓令作成に参画したのである。「青年に軍事的予備教育を与へようという意味は、決してない」（田中義一）⁴²⁾等の弁明にも拘らず、同訓令の軍国的動機はこれを払拭し難いと思われる。

とまれ、この時期、公民教育は、実業補習学校と青年

団体の両方向からその重要性が喧伝せられ、その表現も内容も一段と豊富になってきたのであった。

III 民本主義と政治教育論

(1) 日露戦争の「勝利」を導いた軍部は、以来、国防方針の独自策定・統帥権の拡大・外交内政に対する介入などを主張して自らの勢力を伸張させつつあったが、特に軍備拡張には相当の執着ぶりを見せた。1911(明治44)年10月、中国に辛亥革命が勃発するや、満州における特殊権益の擁護を理由に、陸軍は2個師団の増設を要求、政府は明治46年度に実施の見込ということにした。然るに、1912年11月、陸相上原勇作が増師問題を閣議にかけたところ、折から行財政整理に苦慮していた第二次西園寺内閣は困惑、結局、1ヶ年縛延べという条件でその実現を図ることとしたが、陸軍側は大正2年度から実施を主張して譲らず、数次交渉を重ねた末、これが容れられないことが判明するや、陸相は単独帷幄上奏して天皇に直接辞表を提出、西園寺内閣は総辞職を余儀なくされたのである。12月に第三次桂内閣成立。しかし世論は、桂内閣に対してもこれを閥族内閣なりと決めつけ、「玉座を以て胸壁となし、詔勅を以て弾丸に代へて政敵を倒さんとする」(尾崎行雄)その非立憲的行動を烈しく非難した⁴³⁾。こうして閥族打破・憲政擁護のスローガンは熱狂的な反響を呼び、全国に広がった。第一次護憲運動である。そして、1913(大正2)年2月10日、桂内閣による2度目の議会停会明けの日、国会を包囲した数万の民衆は、騎馬憲兵らが突撃して流血をみたことに激し、遂には桂内閣を総辞職に追い込んだのであった。これが大正の政変と言われるものである。

憲政擁護運動に対しては、「つまり、インテリゲンチャを中心としたブルジョア民主主義をおし進めようとする運動であった」⁴⁴⁾と評されることがある。確かに、運動を指導したのは新聞や雑誌、進歩的ジャーナリストや自由主義的政治家ら、非特權的な産業ブルジョアジーと中間層との代弁者達であり、また運動それ自体にしても、多分に街頭的・偶發的で、「労働者はモップの状態として見出されたのみ」⁴⁵⁾という側面も否定できない。しかし、大正政変そのものを推進・展開したのは、疑いもなく職人ていの者・車夫馬丁ら一般市民であり、連日の言論で啓蒙された民衆にほかならなかった⁴⁶⁾。してみれば、大正政変を頂点とする第一次護憲運動は、「民衆運動の政治的力が内閣を交代させる基本的な力となるまでに成長してきたこと」⁴⁷⁾との関連でこれを理解するのがおそらく正当であろう。

大正政變のあった直後の1913年4月、『中央公論』春季大付録号は、冒頭の社論に次の如く書いた。「然るに憲政擁護派の主張の峻烈なる、其の反対者に下すに有らゆる悪名を以てし、国民の感情を煽して能ふ丈け憎悪を強くするに力めたるを以て、群衆の激昂は恰かも仏國革命時代の調子に近く、幾んど法治の実を失はんとしたりき、看よ輦轂の下に在ては、其の悦ばざる所の新聞社を包囲し凌辱し、器物を破壊し、太だしきは放火の凶事をも敢てせんとし、其の余波、警察署を襲撃し、電車をすら要撃したりしに非ずや」「吾人は素より憲政擁護閥族打破に反対するものに非ず、否、天下何人も之に異存なきのみ、唯だ冷静に理義を明らかにし、極めて公明寛大に、真に立憲的に和平の間に之を遂行せんと欲す云々」⁴⁸⁾。そして、「全帝国に瀕れる政治的覺醒を善導して真正なる立憲的国民を作る方策如何」を特集し、11名の有識者⁴⁹⁾から意見を徴した。ここで、回答者のほとんど全員が「教育」の重要性に言及していることは、すこぶる注目に値する(もっとも、アンケートの設問の仕方によってはかような結果が必然的にもたらされるわけであるが、設問事項が何であったかは明らかにしえなかった)。いまその幾つかを引用すれば、「立憲政治に於て、教へざる民を率ゐて憲政の美果を收めんなどといふは、樹に縁って魚を求むるが如き事である。故に苟くも立憲国に於て、政治教育、憲政教育、立憲思想の普及は一日も之を忽せにすることの出来ないものである」「之を施して他日普通選挙を行ふ場合の準備を為さねばならぬ」⁵⁰⁾。「自分は一種の啓蒙的大学拡張運動の勃興せんことを切望する。夫の所謂ユニヴァルシティー、エキステンションはそれで、而して特に啓蒙的と謂ふは由つて以て真正の立憲自治的思想を發揮したいからだ」⁵¹⁾。「立憲的国民を作る為めには、彼等に此教育を与ふるのが最も急務である。それが為めには師範教育、政治教育を必要とする。殊に三つ子の心百までと言って、子供の時から教へ込まれた思想は容易に抜けるものではないから、一般国民に現日本の國家組織に当嵌めて忠君愛國の精神を説き、充分其教養を努むべきである」⁵²⁾。「固陋な考え方を棄てゝ、広く深く忠君愛國の精神を養ふことに努めなければならぬ。そこで高等教育は勿論であるが、小学中学の中等教育以下の普通教育に於て、總て国民は憲法に依つて支配され、憲法に對しては君主も國民も齊しく準由するといふ思想を養はなければならぬ」「然しながら、是れは学校教育のみに依つて得られるものではない。一般的の社会的教育をして此方面に發達せしめねばならぬ」⁵³⁾。

「眞に憲政擁護の至誠ありて、他の非立憲を憤慨せば、

躬自ら立憲的に公明の態度に出づるを当然とす⁵⁴⁾。しかも、「日本に於ても、早晚普通選挙の行はれるやうになるといふことは瞭として火を觀るが如くである」⁵⁵⁾。してみれば、わが国当面の課題は「理義」を具えた立憲的国民を育成することであり、それは国民一般に廣く政治教育・憲政教育を提供してのみ初めて実現可能である、というのがここでの論調である。実業補習学校及び青年団体の統制に際してとはやや異なる表現で、即ち、多かれ少なかれ、憲政推護（＝立憲的国民の育成）をめざすという文脈の中で、大正初年、公民教育の必要なことが中央の論壇において議論の対象となつたわけである。

(2) 1914（大正3）年1月、日本の海軍高官が兵器発注をめぐってドイツの兵器会社シーメンスから收賄している事実が新聞報道された。このシーメンス事件は軍部・藩閥に対する国民の不満を一挙に爆發せしめ、同年2月10日、国民党・同志会・中正会などの野党が衆議院に提出した内閣彈劾決議案が否決されると、日比谷公園に集まつた数万の民衆は警官隊と衝突、流血の大惨事となつた。そのため、第三次桂内閣の後を受けて成立した山本内閣は総辞職を余儀なくされたのであった。大正政変のちょうど1年後である。

『中央公論』は今度もすかさずこの事件を取り上げ、「民衆の勢力によって時局問題を解決せんとする風潮を論ず」なる特集を組んだ。この中で浮田和民は、日比谷事件・大正政変・海軍収賄事件における群衆の運動は都会の「危険なる遊民及び輕率なる多数の青年」を「煽動」したものにほかならず、いずれも「失敗に帰し終つた」と述べる⁵⁶⁾。浮田によれば、「群衆の精神は個人の心理状態に比して劣等で矛盾が多く、極めて不合理的である上に極めて健忘性である」のみならず、「群衆の勢力をを利用して国政を左右せんとするは立憲政治の下に在つては時代違ひと言はねばならぬ」⁵⁷⁾。されば、「群衆の勢力と輿論の勃興とは別物」と言うべく、「眞の輿論が勃興すれば斯る群衆の騒ぎは其の跡を絶つことになる」のであり、「因て政府としても自全の道は平素真正の輿論を奨励し又た努めて此の輿論を指導」すべきである⁵⁸⁾、というのがそこでの論定である。これに対して林毅陸は、「群衆の示威運動」は「人力の阻止し得ざる新時代の大風潮」であつて、「正に国民の政治的覺醒を示すものとして歓迎せねばならぬ」と断言して憚らない⁵⁹⁾。「凡そ国家に於て最も憂ふべきは、元氣の消磨である活力の衰弱である。元氣活力にして存せんには、必ず生存の方法を、自ら工夫發見して行く」⁶⁰⁾。この見地からすれば、「近頃の無規律無統一なる民衆の運動」も「一見危険千万なるが如き」観を呈しているに拘らず、これを

「利用善導宜しきを得れば、必ず国家全機關を動かすの貴重なる動力となり得る」⁶¹⁾。かくて林は、「民衆の自覺を助くると同時に、其の鬱勃たる活氣と勢力を善導する」ことが不可欠であると結論するのである。思うに、以上の両主張には、民衆運動を否定的にみるか肯定的にみるかの違いがあるけれども、そのいわゆる「輿論の奨励・輿論の指導」と「民衆的勢力の利用善導」との間の距離はさして大きくないようである。

ところで、この特集では、ヨーロッパ留学から帰国して間もない吉野作造も執筆者のひとりに加わっており、彼の論文は特集40頁のうち28頁を占めている。吉野は、「日本今日の憲政の発達と云ふ上からみて、此民衆的示威運動と云ふ現象は、一つの喜ぶべき現象である」⁶²⁾とする。けだし、「少数専門家の政治といふものはどんなによいものでも民衆政治よりよいものでない」⁶³⁾からである。しかし他面、わが国近時の民衆運動は、積極性・自発性に欠け常に受動的で煽動に乗り易い点において、「大いに憂ふべきものあり」と言わざるをえず、究極の理想たる民衆政治を実現するためにはこれら諸々の欠点を除去しなければならない、と吉野は書く⁶⁴⁾。しかしてその方途は、第一が選挙権の拡張・選挙区の公平な分配と政党内閣の樹立を内容とする「憲政の運用を円滑ならしむる方面の改革」であり、第二が経済的開発と精神的開発を内容とする「民衆夫れ自身の開発」である⁶⁵⁾。うち「精神的の開発の方面」について、彼は、「此中で先づ第一着に考ふべき点は、民衆の政治教育を盛んにすると云ふ事」、次には「狹義の精神教育」で「正義の声を理解し之に同情し、又之に響應する丈けの素養を作ること」に尽力すべきである、と説く⁶⁶⁾。「民衆政治は人民の相当の発達を前提とすることは一点の疑を容れない」のであって、「此大切な民衆の政治教育を等閑に付」することは到底できない、というのがその論旨である⁶⁷⁾。ここで吉野が「一体政治教育の最も大事な機関と云ふものは政党である」としている点は、その「画一主義の教育」に対する批判とともに注目しなければならない。民衆の健全な政治的教養は、もっぱら各政党の自由な立場からする演説会・機關紙・小冊子等によってよく体得されうる、というわけであろう。ただ、「(政府が)民間の輿論をば正当の解決を為すやうに導いて云々」⁶⁸⁾の如き一文に接するときは、『民衆』の政治場面への登場の意義がはっきりと肯定的に認められ、その拡充の方向が指示されている点を評価すべき⁶⁹⁾であるにしても、やはりその「微温性」を如何ともし難いように思われる。とはいへ、彼の政治教育論がもっぱら憲政擁護の意図に出、従つて、前に概観したような権力側からする「公民

教育」施策とは明らかに一線を画すものであることは、争いえぬ事実である。

(3) 吉野の政治教育論は、2年後の「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」の中で改めて展開される。何人も知るよう、吉野作造をして一躍論壇の寵児たらしめ、民本主義の主唱者として大正デモクラシーのリーダーにのし上げたのは、ほかならぬこの長編論文であった。吉野によれば、憲政即ち立憲政治又は憲法政治とは「憲法に遵拵して行ふ所の政治」であり、「憲政は憲法の制定を以て初まる」⁷⁰⁾。ところで、「其有終の美を済すには實に国民の多大の努力奮闘を要する」のであるが、それは「一定の主義方針に基く奮闘努力たる」べく、「其一定の主義方針」とは「所謂憲法の奥の奥に潜んで居るところの根本精神」であって、「而して予は此各國憲法に通有する精神的根柢を以て、民本主義なりと認むるものである」⁷¹⁾。そもそも西洋のデモクラシーなる言葉は、「今日の国家の政治上の特色を言ひ表はず」ものであるところ、これには少くともふたつの異なった意味が含まれる。一は「国家の主権は法理上人民に在り」、二は「国家の主権の活動の基本的の目標は政治上人民に在るべし」、これである。そして吉野は、この第二の意味におけるデモクラシーを「民本主義」と訳したのであった。要するに、「所謂民本主義とは、法律の理論上主権の何人に在りやと云ふことは措いて之を問はず、只其主権を行用するに当って、主権者は須らく一般民衆の利益並に意嚮を重するを方針とす可しといふ主義」を指称し、「政治は一般民衆の為めに行はれねばならぬといふこと」と「政治は一般民衆の意嚮によって行はれねばならぬといふこと」のふたつをその内容とする⁷²⁾。以上が吉野説くところの民本主義の大要である。

さて、吉野がこの著名な論文の「序言」に先立って、1915（大正4）年12月の全国中学校長会議における文部大臣高田早苗の訓示の引用から書き始めていることは、すこぶる興味深い。吉野は、「余ノ見解ヲ以テスレバ、立憲思想ノ養成ヲ刻下ノ急務ナリト信ズ」なる訓示の1節を引いて、「予輩は全然高田文相と同感である」と述べ、憲政創設以来既に四半世紀を経過していくながら、「其間憲政に対する国民の思想は何れだけ進歩したであらうか」と問う⁷³⁾。そしてまず、「我国の所謂識者階級間に、立憲思想に関する理解の極めて不明瞭・不徹底なること」を難じ、ひとり「一般下級の国民」のみならず、むしろ「上級の所謂識者階級」こそ憲政の何たるかに通すべきであるとするのである⁷⁴⁾。「斯くて今日は、上下一般に向って最も率直に、最も大胆に、最も徹底的に立憲政治の真義を説くべき時ではあるまいか」⁷⁵⁾。立

憲思想の養成は何よりもまず立憲政それ自体の意義を正確に理解することから始めなければならないのであって、さればこそこの長編論文をものとして憲政の本義に関する私見を披瀝せんとしたのである、というわけである。憲政の何たるかを深く理解せぬまま自らを棚に上げて一方的に青年の公民性涵養を促すやり方への批判とみられないこともなく、民本主義者吉野の面目躍如たるをここにも見出しうると言うべきか。

憲政の本義を展開するに当たり、吉野が「本論に入る前に、先づ以て管々しく国民的教養の必要を説いた所以」のものは、「憲政は国民の智徳が相當に成育したといふ基礎の上に建設せらるべき政治組織である」との信念である⁷⁶⁾。彼は、「序言」を次のように書き出している。「憲政のよく行はるゝと否とは、一つには制度並びに其運用の問題であるが、一つには又實に国民一般の智徳の問題である」⁷⁷⁾。以下、「序言」においては、「憲政の成功には如何に国民の教養が先決問題として肝要であるかを知らねばならぬ」⁷⁸⁾旨の主張がくりかえされる。そしてこの考えは、本論の中で特に「選挙道徳の鼓吹」と結合するのである。即ち、「我々は世の教育家其他の先覚者と共に、あらゆる機会に於て此選挙道徳を国民に鼓吹したいと思ふ。若し当局者にして教育機關を通じて国民に立憲思想を鼓吹せんとする者があるならば、主として此方面を専ら鼓吹すべきであると思ふ」⁷⁹⁾と。思うに、吉野の「国民的教養」論は、言論・思想の自由の尊重を基礎に「国民智徳の教養」を説いている点、かの地方改良運動における発想とは趣を異にしており、その意味では確かに、「現実的に目前の一歩を開けて」民主主義を推し進めるとする「具体的な変革の理論」であった⁸⁰⁾。「国民教導」や「人民に与ふる」等、少なからぬ問題性を含む文言が散見されるとしても、ここでもやはりその「不徹底性」を強調するよりは、吉野の政治教育論を憲政擁護の立場からする公民教育論のひとつの流れとしてこれをみる方が正しいと思われる。

IV 公民教育推進論管見

(1) 第一次世界大戦の勃発（1914年7月）は、わが国では支配層によって国内政情の行きづまりを開けるための「大正新時代の天佑」と見えられ、1ヶ月後には日本もこれに参戦した。11月7日、青島陥落。大戦によって列強勢力の空白状態を招いているのを奇貨として一举に中国への独占的進出を図ろうとしたわが国は、1915（大正4）年1月、大統領袁世凱に「21ヶ条要求」を突きつけるなど、「火事場泥棒」の如く中国侵略を続けた

のである。国内においては、1915年3月に行なわれた総選挙で、内相大浦兼武の下に極端な選挙干渉がなされた結果野党の政友会勢力は半減、5月から6月にかけて開かれた第三十六臨時議会では、2個師団増設案も建艦費の追加予算もともに多数で成立をみた。一方、シーメンス事件で倒れた山本内閣を継いだ第二次大隈内閣はその好意的な支持者であった元老井上馨の死去によって弱体となり、各方面から種々の攻撃を受けて瓦解（1916年10月）、代って陸軍元帥寺内正毅が組閣した。「護憲運動のあと、とにかくも山本・大隈と政党に足場を持った内閣がつづいたのに、またも藩閥・軍部・官僚内閣に逆戻りしたわけである」⁸¹⁾。

第一次世界大戦は、国民の眼を外に向ける上での「天佑」であっただけでなく、国内における民心の結束を図る上での格好の契機でもあった。ドイツに対して宣戦を布告した1914（大正3）年8月23日、文部省は「教育其他ニ関スル戰時の心得」を訓令、間髪を容れぬこの対処にも伺われるよう、戦局に臨んで権力側の教育にかけた期待は並々ならぬものであった。訓令は言う、「(対独宣戦に当たり) 国民ノ責任ハ将来一層ノ重キヲ加ヘントス事ニ教育ニ当ル者他年此ノ責任ヲ負担スヘキ国民ハ即チ今日ノ青年子女ナルコトヲ思ヒ益々カヲ教養ニ効シ以テ其ノ本分ヲ完ウセシコトヲ期スヘシ」。教育に対する期待のいかに大なるかは、翌年12月、文部大臣を宮中に招いて教育振興に関する「御沙汰」を示したことにより、更に明白である。「今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者克ク朕カ意ヲ体シ以テ皇考ノ彝訓ヲ對揚セムコトヲ期セヨ」というのが「御沙汰」の趣旨であった。他方、青年団の動きを一瞥するに、二宮尊徳の教義を祖述して日露戦争後の民心を作興するため内務官僚を中心となって1906（明治39）年4月に創設された中央報徳会は、1915（大正4）年9月の内務文部両大臣共同訓令を機に、新たに青年部を設立し（1916年1月）、「全国3万有余の青年団体の連絡統一」を図ることとしたが、更に「名実共に青年団の中央機関たらしめん」として青年部を独立、青年団中央部となつた（1916年11月）⁸²⁾。世界大戦のさ中、青年団の組織統合化は飛躍的に進行したわけである。そしてこの時期、何名かの内務省中堅がしきりに公民教育推進論を試み、その著書をものしていた。

(2) まず、その有力な論者のひとり田沢義鋪の主張を概観しよう。彼は1909（明治42）年、東大法科を卒業して内務省に入ると同時に静岡県安倍郡長に任せられ、数年間かの地で青年団対象の天幕講習会を開くなど種々の実践に携わった後、1915年7月には内務省書記官となつた人である。

ところで、青年団体に関する内務文部共同訓令が発せられた約1年後の1916（大正5）年8月下旬、中央報徳会は、全国の青年団指導者を集めて1週間にわたる講習会を開催した。講習会開催の趣旨は冒頭の両大臣挨拶に明らかである。「此の世界大戦の時機に於て……先づ第一の急務は青年団の組織並に発達を奨励すると云ふことにある」「真に善良なる国民となり、公民となる所の修養を与へると云ふことは、今日最も急務である」（内務大臣一木喜徳郎）⁸³⁾。「克く訓令の精神に基き青年をして剛健なる国民善良なる公民たるの素養を得しめ、以て國家富強の基礎を鞏うするは専ら指導者の尽力如何に在りと言ふべく、指導者に対して其の拠るべき規矩を示すは誠に刻下の急務に属す」（文部大臣高田早苗）⁸⁴⁾。今次大戦により、国民の精神・体力・知識・道徳等一切の準備を徹底的になすことが必要であるとの思想世界に漲り、ために、各国は青年団を基礎として「国民的準備」に着手しつつある。この時に当たり、わが国においてもまた先年の共同訓令の趣旨に則って新青年団の精神とその指導の方法を研究すべく、全国の青年団指導者に対し講習会を開くこととした、というのである⁸⁵⁾。

田沢はこの講習会で「農村補習教育」を講じ、その中で公民教育の重要性を強調し、またその具体的方法を提示したのであった。開口一番、「6年に亘りまして地方の郡村に居りまして、地方の改良、青年の指導と云ふことはどうしても、補習教育に出発点を置かなければならぬと云ふことを痛切に感じまして」と彼は述べる⁸⁶⁾。しかして補習教育は、普通教育・実業教育・公民教育を完全に包容すべきところ、今日公民教育は甚だ不徹底と言わざるをえない状況にある。そこで、その欠点を個別に指摘することはしばらく措き、「私は斯うやって見たいと云ふ意味で御参考に申上げる」と、「第一に補習学校にはどうしても公民科と云ふものを置きたい」⁸⁷⁾。ここにいう公民科は、「団体と云ふものはどう云ふものであるか、立憲政とはどう云ふものであるか、自治の本義はどうであるか、国民の権利義務はどうであるか、自治体の運用組織はどうであるか、と云ふやうな一般的に関する智識」と、「町村に於ける実際の生活を、公民的方面から観て解釈を与へて、生徒の頭に注ぎ込む」こと、換言すれば、「理論的のものと実際的のもの」を内容とする⁸⁸⁾。第二は「公民の訓練」又は「公民科の実習」の方法を工夫することで、例えば、「公共生活の改善の思ひ付募集」や「実地見学」や「天幕旅行」等々、多種多様な試みをなすべきである⁸⁹⁾。以上が田沢の公民教育に関する講述の概要であった。

田沢のこの考え方は、講習会の筆記録にやや遅れて公

にされた別の著書で一層体系的かつ詳細に展開されている。ここで田沢は、なに故に補習教育が必要であるのかの理由を、小学教育の完成・普遍的実業教育の必要・公民教育の必要・危険年齢の教養・国際競争の準備等の諸点に求め、うち「公民教育の必要」について次の如く言う。「我邦の国体は云ふ迄もなく、万邦無比の尊厳たる國体であるが、國民一人残らず、眞にその尊嚴の真義を自覺してゐるであらうか、外来の思想に影響されて、國体觀念の動搖しつゝあるものは絶対にないであらうか。又憲法制定後約30年にならんとしてゐるが、其の運用は果して完全に行はれてゐるか、選挙は何らの弊害なくよく其の神聖を保つてゐるであらうか、自治体の運用は果して自治制の期待に副うてゐるであらうか、是等各種問題に対する答案は、遺憾ながら何れも公民教育の必要を裏書してゐるのである。而して國民の全部に対する公民教育は實に補習教育によるの外はないのである」⁹⁰⁾。ここから、公民教育の内容・方法を導き出すことが可能となる。即ち、「総論的抽象的」には、「國体の觀念、立憲政体の思想を明にし、自治制の沿革大要を示し、國家と自治体とに対する臣民の心得を説き示すこと」、「各論的実際的」には、「其の地方々々の町村の実際生活に、公民的法制的解釈を付して行かうといふやり方」、これである⁹¹⁾。とまれ、「補習教育のあらゆる部分、即ち全部が公民教育的傾向を有せねばなら」ず、「國語科等に於て、公民的教材を増加するといふ様な、手ぬるい遣り方で満足する訳には行かない」のであって、独立の「公民科」を設置することが絶対不可欠である⁹²⁾、というのが田沢公民教育論の眼目である。

立ち入ってその議論をみると、彼の公民教育論は、もっぱら補習教育との関連で説かれたせいか、終始低位の啓蒙論以上に出ることがなく、言うところの公民教育の内容たるべき「國体の觀念」「立憲政体の思想」「自治制の沿革」等の何たるかを遂に正面から明らかにしないまま、その体験と熟意のみに従って展開したように思われる。しかし、自ら地方にあって青年活動に携わり、その実情を知悉した上で具体的な立論であるだけに、また、しばしば「吉野作造の主張とみあうもの」⁹³⁾とされることがある如く、その「下から」の「自主性」を尊重したリベラルな議論であるだけに、公民教育に関する田沢の講述や著述は實際上相当広範に受け入れられたのであった。現に、彼の主張は、数年後の「実業補習学校公民科教授要綱並ニ其ノ教授要旨」（1924年10月）においてその多くが実現された。あたかも公民教育が次第にその像を結びつつあった時期に活動を開始したこの内務省官吏、わが國公民教育の形成に果たした田沢義鋪の役割

はまことに大きかったと言わざるをえない。

(3) 田沢と同様、東大法科から内務省に入って地方政府に身を置き、町村民に対する「自治心涵養」の必要なことを痛感、自らの体験をもとに公民教育論を展開した者に田子一民がいる。田子によれば、明治維新は「國体」を、日露戦争は「立憲政体及自治制度」を自覚せしめた⁹⁴⁾。しかして大正の時代はまさに「政体の根本的完成」に努力し、國家の基礎たる地方自治の刷新を図らなければならぬのであって、「自治制の真意義を發揮せんとするには先づ自治民を造らざるべからず」、ここに公民教育が必要とされるに至ったのである⁹⁵⁾。そして田子は、公民教育の内容を、立憲政と自治制を理解し更にこれに適用する「德力」と「智力」の2要素から成るものとし、徳とは「自立自営、共同心、公共心を養ふ」こと、智とは「公民生活に必要な法制の知識を与ふる」ことをいう、と述べる⁹⁶⁾。この場合注意すべきは、公民的知識はごく簡単なもので足りるとしている点であろう。その理由を彼は次のように説明する。「(公民的知識は)公民教育の一部分には相違無きも、是れ一部分にして重要な部分にはあらず、公民教育に於て最も重んすべきは公民の道徳教育なり」⁹⁷⁾。要するに、田子描くところの公民教育とはとりもなおさず道徳教育なのであり、しかも、「団体をして倫理的、道徳的たらしむる」教育として、あくまでも「自己の犠牲」を基本に置くものである⁹⁸⁾。

では、公民教育を施すべき機関はどこか。田子によれば、それは第一に小学校、第二に実業補習学校、第三に青年団体であるが、その中心となるべきは小学校特にその教師である。「日露戦争以後の市町村の要求は……一言にして尽せば小学校教員の力に依りて公民教育を実行せん事を希望するの思想即ち是なり」⁹⁹⁾。公民教育は小学校教育の目的達成のための手段ではなく、それ自身が小学校教育の一部をなし、それ自身として新たに要求されるものである、と。次に、小学校と並んで実業補習学校も尊重されなければならない、と田子は言う。実業補習学校は「小学校教育の復習又は実際生活の準備教育」や「壮丁学力試験の準備」にのみ留まるべきではないのであって、国家・地方団体に関する知徳を授けるのでなければその大目的は達せられないわけだからである¹⁰⁰⁾。更に、公民教育は「単に学校の教室のみにては其真義を解釈すること」が不可能であるから、神職・僧侶・在郷軍人会・農会等の団体がこれに関与すべく、殊に青年団体は公民修養の場としてこれを重視する必要がある、とされる¹⁰¹⁾。ここで田子は、青年団体を「政党政派の訓練機関」に陥れぬよう留意すべき旨強調する。けだし、

青年団体をして選挙運動に従事せしめんか、「青年を毒し又選挙界を腐敗せしめ、由々しき大事に至らしむる」からである¹⁰²⁾。

田子もまた地方の実態を熟知していた内務省内の公民教育論者として、田沢と共に通性を持つ。しかも、田子は1908（明治41）年に、田沢は1909年に、それぞれ東大法科から内務省に入っており、いわば同時代人であった。しかし上に一瞥した通り、両者の公民教育論には微妙な違いが存する。第一に、田沢がもっぱら青年活動家を対象に公民教育を考えたのに対し、田子はもっぱら小学校教師を中心としてこれを考えたこと、第二に、田沢が「共同と規律の訓練」を公民教育の最重点としながらもなお公民的知識をも重視していたのに対し、田子は道徳を主とし知識を従としていたこと、第三に、田沢が実業補習学校を中心に公民教育を制度化せんとしたのに対して、田子は小学校を中心にこれを実現せんとしたこと、等である。ふたりの間の体験・実践の差であろうか。反面、田子は吉野作造と相通ずる部分を有する。即ち、田子は、公民的知識は簡単なもので足りるとしたが、吉野もまた、「それ程高い智見を民衆に求むるといふ必要はない」¹⁰³⁾と言っているのである。勿論、吉野の場合は、「民本主義的政治の唯一の形成」たる代議政治を念頭に置き、上記の一文も民衆が政治家を判断するには「政治問題について積極的の意見を立て得る程の高い発達」を必ずしも要しないという文脈においてのものであり、田子とは次元を異にするけれども、しかし、民衆を蒙なるものと認識している点で基本的には両者は共通する。要するに、田沢も田子も、ともに内務省の中堅にありながら、それぞれ地方での体験に基づき、地方改良運動が「『上からする』キャンペーンであることに疑問をもち」¹⁰⁴⁾つつ、一方で、多かれ少なかれ民本主義の影響を受け、しかし結局は内務省の枠内に留まって公民教育の推進を説いたのである。質において低位のまま量において圧倒的な地位を占めるという、やがて顕著となるに至る公民教育の性格は、その形成初期におけるかような事情と、何よりも主唱者となつて甚大なる影響を及ぼした内務省中堅らの論調に負うところ大であった。

おわりに

公民教育は、大正デモクラシー初期において、当初、熾烈なる民衆運動に対処すべき一方策として、もっぱら権力側によりその必要なことが痛感されたものである。しかし、これは、公民教育の形成という点からみると、その一側面を物語っているにすぎない。後に続発す

る諸々の民衆運動の高揚に伴い、これに深い理解と好意を示す陣営の憲政擁護的立場からする政治教育論もまた、公民教育形成における極めて重要な流れであり、その性格を規定する上で見逃しえない要素である。換言すれば、公民教育は、少なくともかようなふたつの異なるベクトルが働いて形成されてきたとみることができるわけである。このふたつのベクトルの取扱いについては、例えば、一方を権力側の主導に係る「公民教育」と把え、他方をこれに対置する「政治教育」となし、両者を別次元のものとして際立たせていく議論の展開手法も、もとよりありえよう。しかし、そこにいう「公民教育」も「政治教育」も、ともに政治的教育をその中核とし、「蒙なる民衆」に対する「上から」の「啓蒙」を眼目としていた点では重なり合っていたのであって、それ故、両者は、これを公民教育形成という同一物の両側面とみなす方が妥当であると思われる。

公民教育は、上記ふたつのベクトルの反発と競合、時にはダイナミックな、時には微妙な相互作用を経つつ、しかも、基本的には、大日本帝国憲法という規範枠組の中で形成を始めたものにはかならない、というのが小論のここでの一応の帰結である。思うに、それらベクトルの相違は、おそらく、大日本帝国憲法をいかに解するかの権力側と護憲側との相違に出ているのであろう。即ち、一は明治憲法規範を権力行使に際して能う限り国家主義的に方向づけようとする側からの公民教育要請と、他はこれをともかく法治国家の根本法則を顕現するものとみなしてその枠内で能う限り「民主的」原理を生かそうとする側からの政治教育要請。そして、この両側面は、地方の実情を体験するとともに多かれ少なかれ民本主義の雰囲気をも感受した内務省中堅官僚により、その方向と映像を現実に統合されていった、と概括できるかと思われる。

これを要するに、公民教育は、その形成過程にまで視野を及ぼすなら、単純に「戦前の公民教育」なる語を以て一刀両断に評価し去ることは誤まりである。公の事業たる公教育においては、常に何らかの「市民性涵養」が不可欠である以上、かつての「公民性涵養」が悉く否定されるべももののみを具えていたと断じてこれを排除するときは、かえって採るべきものを棄ててしまうことにもなりかねず、してみれば、「全面的な清算」には慎重でなければなるまい。形成初期におけるその「反動的側面」と「民主的側面」を仔細に判別していくことが、よりもなおさず、戦後の「公民たるに必要な政治的教養」に豊富な内容を与えることに連結する筈だからである。

注

- 1) 文部省『中学校指導書 社会編』大阪書籍 昭和45年 274頁
- 2) 同上 274頁
- 3) 藤岡貞彦『社会教育実践と民衆意識』草土文化 1977年 209頁
- 4) 同上 236頁
- 5) 同上 210頁
- 6) 同上 236頁
- 7) 堀尾輝久『「公民」及び公民教育について』教育学誌第1号『集団教育』牧書店 昭和32年 126~127頁
- 8) ここに大正デモクラシーとは、一応、「日露戦争のおわった1905年から、護憲三派内閣による諸改革の行なわれた1925年まで、ほぼ20年間にわたり、日本の政治をはじめ、ひろく社会・文化の各方面に顕著にあらわれた民主主義的傾向」を指して言うこととする。松尾尊允『大正デモクラシー』岩波書店 1974年 はしがき
- 9) 木村正義『公民教育』富山房 大正14年 150頁
- 10) 同上 152頁
- 11) 松尾『大正デモクラシー』前出 13頁
- 12) 『国民新聞』は明治38年9月9日付で「兇徒屏息」を報じている。同新聞は政府系のものであって、戒厳令下にあっても発行を続け、日比谷事件の推移を連日報じた。
- 13) 松尾『大正デモクラシー』前出 20頁
- 14) 中村政則・江村栄一・宮地正人「日本帝国主義と人民」由井正臣編『大正デモクラシー』有精堂 昭和52年 30頁
- 15) 社論「我政海の思潮」『中央公論』明治38年10月号 5頁
- 16) 同上 5~8頁
- 17) 高田早苗「戦後経営としての教育」『中央公論』明治38年11月号 37頁 ここで高田が政治教育と実業教育の2つを重視しているのは、後年の実業補習学校が公民教育と実業教育を2本柱としたこととパラレルに考えると、すこぶる興味深い。
- 18) 同上 37頁
- 19) 「桂首相の訓示」『国民新聞』明治38年9月14日
- 20) 同上
- 21) 熊谷辰治郎『大日本青年団史』 日本青年館 昭和17年 93頁
- 22) 同上 92頁以下参照
- 23) 同上 94頁
- 24) 松尾『大正デモクラシー』前出 62~63頁
- 25) 『市制町村制 附理由書』博聞社 明治21年 市制町村制理由 1頁
- 26) 宮原誠一『教育史』東洋経済新報社 昭和38年 205頁
- 27) 中央報徳会は、1905年10月の二宮尊徳歿後五十年記念会を開催を機に、内務官僚を中心として結成された教化団体である。
- 28) 内務省地方局『地方改良事業講演集』 上巻 明治42年 1~11頁
- 29) 同上 上巻 38~39頁
- 30) 同上 上巻 158~159頁
- 31) 同上 上巻 485~486頁
- 32) 同上 下巻 416頁
- 33) 大島正徳『自治公民の根本義』至文堂 昭和2年 17頁
- 34) 千葉敬止『日本実業補習教育史』東洋図書 昭和9年 102頁
- 35) 同上 109頁
- 36) 因みに、同上 112~113頁の「実業補習教育調」を転載

しておく。

年 度	学 校 数	生 徒 数	教 員 数
明 治 35年	629	30,882	617
同 36年	1,348	60,621	921
同 37年	1,683	76,345	1,085
同 38年	2,745	121,234	1,272
同 39年	4,210	171,178	1,678
同 40年	4,918	191,821	1,917
同 41年	4,750	191,873	2,049
同 42年	5,191	223,194	2,095
同 43年	6,110	262,577	2,260
同 44年	6,738	301,779	2,237
大 正 元年	7,383	346,187	2,319

- 37) 宮原『教育史』前出 240頁参照
- 38) 千葉『日本実業補習教育史』前出 133頁 なお、本項の記述は同書に負うところが多い。
- 39) 宮原『教育史』前出 241頁
- 40) 同上 241頁
- 41) 千葉『日本実業補習教育史』前出 172頁
- 42) 熊谷『大日本青年団史』前出 116頁
- 43) 石井金一郎「大正の政変」由井編『大正デモクラシー』前出 43頁参照
- 44) 野沢豊「辛亥革命と大正政変」由井編『大正デモクラシー』前出 63頁
- 45) 同上 64頁
- 46) 大久保利謙編『政治史Ⅲ』山川出版社 昭和48年 389~391頁参照
- 47) 松尾尊允「大正デモクラシー」由井編『大正デモクラシー』前出 4頁
- 48) 社論「憲政擁護の理義」『中央公論』春季大付録号 大正2年5月号 6~8頁
- 49) 須崎黙堂、高田早苗、井上哲次郎、福原鎧二郎、田川大吉郎、谷本富、建部遼吾、江木表、山本良吉、大隈重信、鎌田栄吉。
- 50) 高田早苗「知識と共に国民の立憲的感情を養成すべし」『中央公論』春季大付録号 前出 136~137頁
- 51) 谷本富「新教育！ 新道徳！ 新宗教！」同上 147頁
- 52) 大隈重信「立憲的知識の欠乏を満すにあり」同上 153頁
- 53) 鎌田栄吉「固陋な考え方を棄てよ」同上 153~154頁
- 54) 社論「憲政擁護の理義」前出 6頁
- 55) 高田「知識と共に国民の立憲的感情を養成すべし」前出 137頁
- 56) 浮田和民「群衆の勢力をを利用して国政を左右せんとする風潮を論ず」『中央公論』春期大付録号 大正3年4月号 115~116頁
- 57) 同上 116頁
- 58) 同上 117~118頁
- 59) 林毅陸「民衆運動を樂觀す」『中央公論』大正3年4月号 118頁
- 60) 同上 120頁
- 61) 同上 121頁
- 62) 吉野作造「民衆的示威運動を論ず」『中央公論』大正3

- 年4月号 118頁
- 63) 同上 92頁
- 64) 同上 100~101頁 109頁
- 65) 同上 109~111頁
- 66) 同上 111頁 114頁
- 67) 同上 95頁 114頁
- 68) 同上 113~114頁
- 69) 生松敬三『大正期の思想と文化』青木書店 1971年 37頁
- 70) 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」『中央公論』大正5年1月号 25頁 35頁
- 71) 同上 35~37頁
- 72) 同上 45頁 49~50頁
- 73) 同上 17~18頁
- 74) 同上 18~18頁
- 75) 同上 19頁
- 76) 同上 25頁 19頁
- 77) 同上 19頁
- 78) 同上 24頁
- 79) 同上 83頁
- 80) 生松『大正期の思想と文化』前出 62頁
- 81) 大久保『政治史Ⅲ』前出 399頁
- 82) 熊谷『大日本青年団史』前出 121頁 以下参照
- 83) 青年団中央部編『青年団真義』帝国青年発行所 大正5年 1頁 3頁
- 84) 同上 11頁
- 85) 同上 13~14頁
- 86) 同上 71頁
- 87) 同上 85頁
- 88) 同上 85~86頁
- 89) 同上 86頁 95頁
- 90) 田沢義鋪『農村補習教育之研究』中央報徳会 大正6年 6~7頁
- 91) 同上 91~103頁
- 92) 同上 88~89頁
- 93) 宮原『教育史』前出 241~242頁
- 94) 田子一民『小学校を中心とする地方改良』白水社 大正5年 17頁
- 95) 同上 246頁 23頁
- 96) 同上 39頁 47頁
- 97) 同上 48頁
- 98) 同上 49~50頁
- 99) 同上 30頁
- 100) 同上 161~162頁
- 101) 同上 243~244頁
- 102) 同上 196~197頁
- 103) 吉野「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」前出 64頁
- 104) 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版局 1968年 258~259頁